

# 平成21年版犯罪被害者白書について

内閣府政策統括官  
(共生社会政策担当)

# 犯罪被害者等基本計画策定3年を振り返って

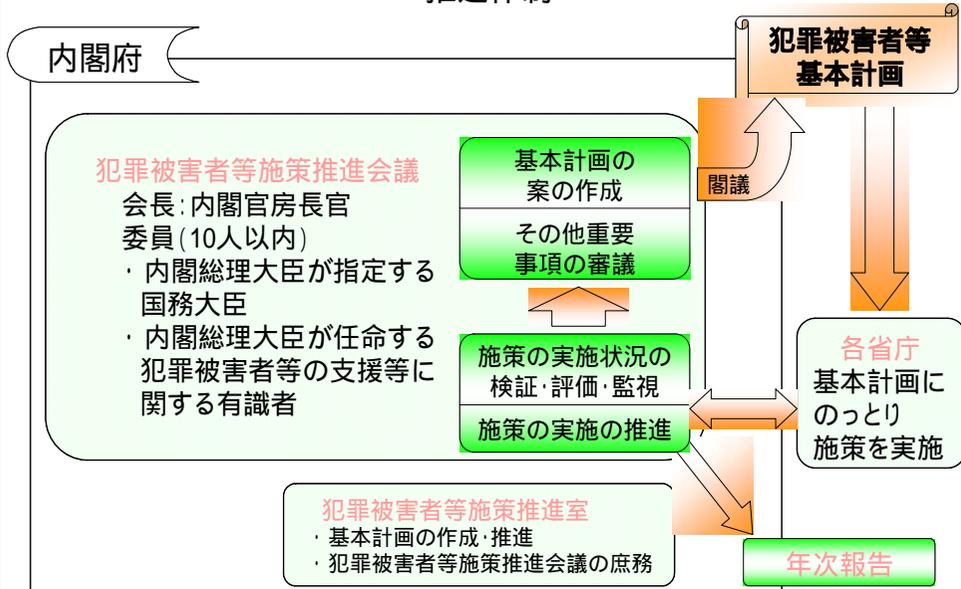
総合的な取組を求める犯罪被害者等の声に応えるべく、平成16年12月1日、犯罪被害者等基本法が議員立法により成立。本白書は基本法に基づく、国会への年次報告。

平成17年12月、犯罪被害者等基本計画を閣議決定。4つの基本方針、5つの重点課題の下、258に上る具体的施策を位置付け。

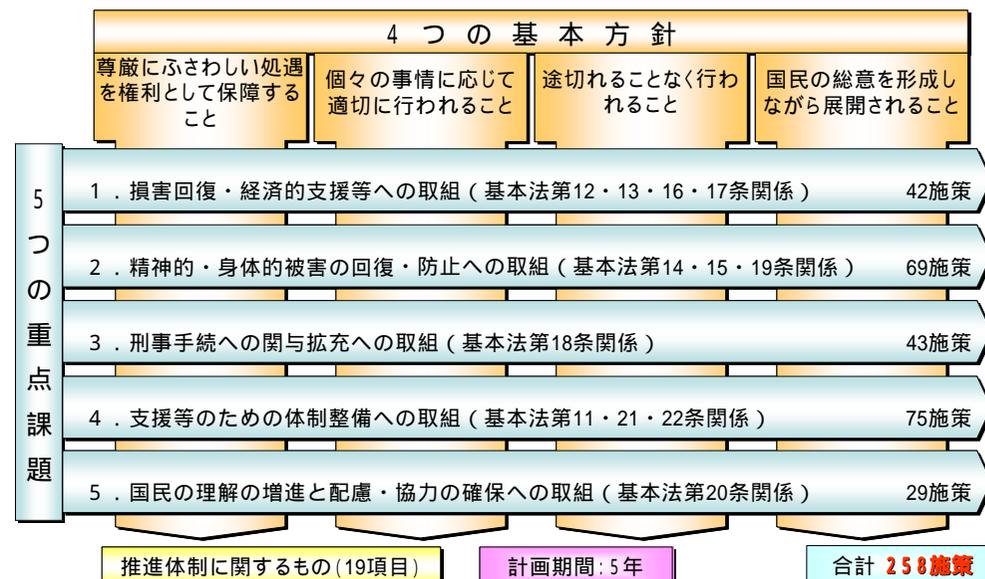
平成18年4月、基本計画推進専門委員等会議と3つの検討会（ ）を設置。平成19年11月に最終取りまとめを推進会議に報告。

（ ）「経済的支援に関する検討会」「支援のための連携に関する検討会」「民間団体への援助に関する検討会」

## 推進体制



## 4つの基本方針、5つの重点課題



## ～ 犯罪被害者等施策の着実な推進 ～

### 検討課題とされた施策の実現

#### 犯罪被害給付制度の拡充

経済的支援に関する検討会の最終取りまとめを受け、犯罪被害給付制度の充実を図るため、平成20年4月に「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」が改正され、7月から関係政令などとともに施行。これにより、障害給付金や遺族給付金の最高額が引き上げられ、自動車損害賠償責任保険並の金額に近づけられるとともに、重傷病給付金については休業損害を考慮した額を加算。

#### 刑事裁判における被害者参加制度と被害者参加人のための国選弁護制度の創設

自己の被害に係る刑事裁判に参加したいなどの被害者の要望に応え、平成18年9月から約6ヶ月間の法制審議会における審議を経て、犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度（被害者参加制度）の創設などを内容とする法案を国会に提出し、国会審議を経て、平成19年6月に刑事訴訟法等を改正。平成20年12月から被害者参加制度を施行。被害者参加人のための国選弁護制度も平成20年4月の法改正により創設され、同制度の運用開始と合わせ、施行。

#### 損害賠償命令制度の創設

被害者等による損害賠償請求に係る紛争を刑事手続の成果を利用して簡易かつ迅速に解決できるよう、上記のとおり法制審議会での審議を経て、平成19年6月に犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律が改正され、平成20年12月から施行。

#### 少年審判における傍聴制度の創設等

少年審判における犯罪被害者等の権利利益の一層の保護等を図るため、法制審議会での審議を経て、少年審判における傍聴制度の創設等を内容とする法案を国会に提出し、審議の結果、平成20年6月に少年法が改正され、同年12月から施行。

#### 関係機関・団体の連携強化、民間団体への支援のための取組

犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案（平成20年12月）、研修カリキュラム・モデル案（平成21年3月）を作成。

犯罪被害者等のための具体的施策  
 ~ 損害回復・経済的支援等への取組 ~

犯罪被害給付制度の拡充等（平成20年7月施行）

犯罪被害者等給付金

対象

日本国内で行われた人の生命又は身体を害する行為による死亡、重傷病、障害

給付金の額は、被害者の年齢や勤労による収入額等に基づき算定

遺族給付金

被扶養家族である遺族について重点的引上げ  
 最高額を自賠責並みに引上げ、最低額も引上げ  
 扶養家族の数など負担の大きさに配慮

生計維持関係にある遺族に対する引上げ

1,573万円～416万円 **2,964.5万円～872.1万円**

[例] 45歳・生計維持関係遺族4名の場合

1,508万円～559万円 2,842万円～1,960万円

重傷病給付金

重傷病の療養のため休業した者に、休業損害を  
 考慮した給付（自賠責の上限を参考）

医療費の自己負担相当額に、休業損害を考慮した額を加算  
 （**120万円**を上限）

障害給付金

重度後遺障害者について重点的引上げ  
 最高額を自賠責並みに引上げ、最低額も引上げ  
 平均収入が低い若年層の給付水準が不当に低額  
 とならないよう配慮

重度後遺障害者（障害等級第1級～第3級）に対する引上げ

1,849.2万円～378万円 **3,974.4万円～1,056万円**

[例] 20歳未満・常時介護1級の場合

710.2万円～482.4万円 2,188.8万円

（ ）赤字は平成20年7月1日以降に行われた犯罪行為による被害に関して適用される。

# 犯罪被害者等のための具体的施策 ～ 損害回復・経済的支援等への取組 ～

## 刑事手続の成果を利用する損害賠償命令制度の創設

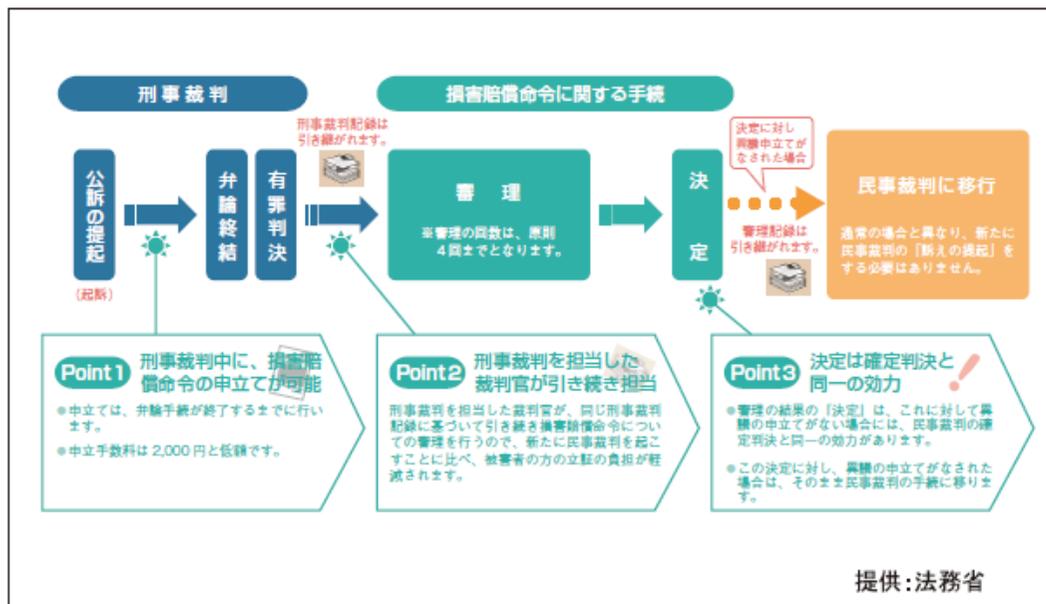
殺人・傷害等の一定の犯罪の被害者等は、刑事裁判所に対して、刑事事件で起訴されている犯罪事実を原因とした不法行為による損害賠償を被告人に命ずる申立てをすることができ、申立てを受けた刑事裁判所は刑事事件について有罪の言渡しをした場合、その後、当該賠償請求についての審理・決定をすることとする、損害賠償請求に関して刑事手続の成果を利用する「損害賠償命令制度」を創設（平成20年12月施行）。

[法務省]

## オウム真理教犯罪被害者等の救済

「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」によりオウム真理教による犯罪行為である8事件の被害者や遺族を対象に給付金を支給（平成20年12月施行）。[警察庁]

損害賠償命令制度の流れ



オウム真理教犯罪被害者等給付金の対象犯罪行為

- <対象犯罪行為>
- 国の統治機構を破壊する等の主義の下に行われた悪質かつ重大なテロ行為
    - ・ 松本サリン事件（平成6年6月27日～28日にかけて発生）
    - ・ 地下鉄サリン事件（平成7年3月20日発生）
  - オウム真理教がテロ実行能力を形成する過程でこれに立ち向かった方々が犠牲となったもの
    - ・ 弁護士及びその妻子の殺害事件（平成元年11月4日発生）
    - ・ サリンを使用した弁護士殺人未遂事件（平成6年5月9日発生）
    - ・ VXを使用した殺人未遂事件（平成6年12月2日発生）
    - ・ VXを使用した殺人事件（平成6年12月12日発生）
    - ・ VXを使用した殺人未遂事件（平成7年1月4日発生）
    - ・ 公証人役場事務長の逮捕監禁致死事件（平成7年2月28日～3月1日発生）

オウム真理教犯罪被害者等給付金の額

① 死亡	2,000万円
② 障害（注）	
イ 介護を要する障害（障害等級第1・2級で常時又は随時介護を要するもの）	3,000万円
ロ 重度の障害（同上第1～3級で、イ以外のもの）	2,000万円
ハ その他の障害（同上第4～14級）	500万円
③ 傷病（死亡・障害をもたらすものを除く。）	
イ 重傷病（通院加療1月以上の傷病）	100万円
ロ 重傷病以外の傷病（通院加療1日以上1月未満の傷病）	10万円

(注) 障害等級は、オウム犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則（平成20年国家公安委員会規則第20号）の別表に定められています。

提供:警察庁

## 犯罪被害者等のための具体的施策 ～精神的・身体的被害の回復・防止への取組～

### 犯罪被害者等に関する医学知識と技術について精通した医療関係者の養成

平成17年度から3年計画で実施した厚生労働科学研究（ ）の成果を踏まえ、平成20年度に「犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引き」を作成し、配布。

[厚生労働省]（ ）「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」

### 児童虐待防止に関する取組

「児童虐待防止法及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、児童の安全確認などのための立入調査などの強化、保護者に対する面会・通信などの制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化などを実施（平成20年4月施行）。

### ストーカー・性犯罪事犯の再被害の防止

ストーカー・性犯罪事犯者などについて、その保護観察措置の特別遵守事項の設定に当たり、従前の、当該被害者への接近禁止などに加え、更生保護法の施行後（平成20年6月）は、専門的プログラムの受講なども追加できるようにした。

児童虐待防止広報啓発用リーフレット



提供：警察庁

## 犯罪被害者等のための具体的施策 ～ 刑事手続への関与拡充への取組～

### 被害者参加制度の創設

「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により、殺人・傷害等の一定の犯罪の被害者等が、裁判所の許可を得て刑事裁判手続に参加し、一定の要件の下、公判期日に出席するとともに、被告人質問等の訴訟活動を自ら直接行うことができる、被害者参加制度を創設（平成20年12月施行）。〔法務省〕

### 被害者参加人のための国選弁護制度の創設

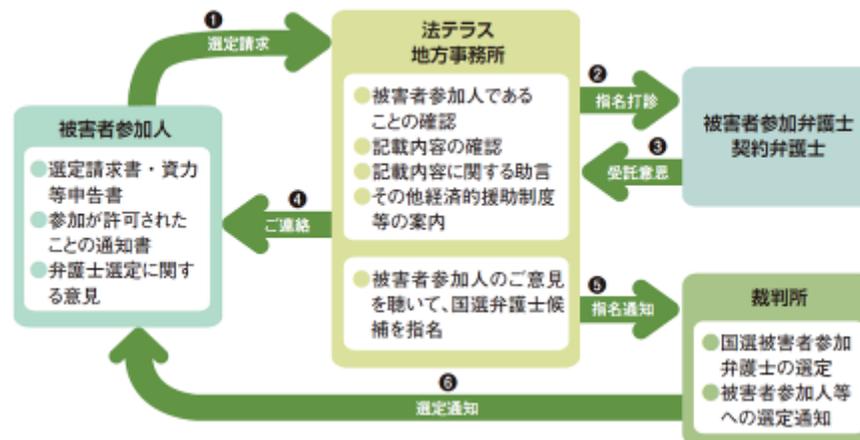
被害者参加人の資力が乏しい場合であっても弁護士の援助を受けられるようにするため、被害者参加人のための国選弁護制度を創設（平成20年12月施行）。〔法務省〕

### 少年審判における傍聴制度の創設等

「少年法の一部を改正する法律」により、被害者等による少年審判の傍聴を可能とする制度を創設及び記録の閲覧・謄写の範囲を拡大など（平成20年12月施行）。〔法務省〕



### 国選被害者参加弁護士の選定の流れ



提供：法務省

# 犯罪被害者等のための具体的施策 ～ 支援等のための体制整備への取組 ～

## 地方公共団体における総合的対応窓口の設置

- ・ 41の都道府県、9つの政令指定都市において、問い合わせや相談に対して総合的な対応を行う総合的対応窓口を設置（平成21年4月現在）。〔内閣府〕

## 法テラスにおける被害者支援の取組

- ・ 法テラスにおいて、国選被害者参加弁護士の候補となる弁護士の確保のほか、国選被害者参加弁護士の候補を裁判所に指名・通知する等の業務を開始（平成20年12月）。〔法務省〕
- ・ 経済的に困難を抱えている者が損害賠償命令の申立てをする場合、弁護士費用等の立替えを行う法テラスの「民事法律扶助制度」を実施。〔法務省〕

犯罪被害者等総合相談窓口



法テラスのリーフレット



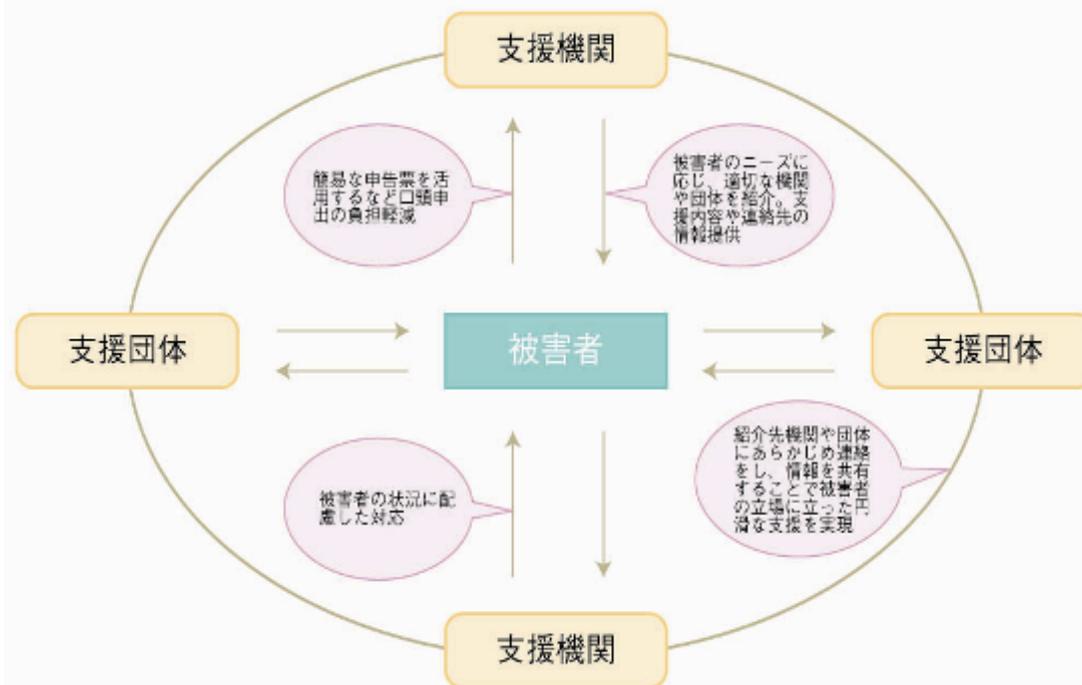
提供：  
法務省

## 犯罪被害者等のための具体的施策 ～ 支援等のための体制整備への取組 ～

### 連携強化のための取組

- ・「支援のための連携に関する検討会」最終取りまとめに基づき、関係機関が一体となって支援を行う際の手助けとなる、犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案（平成20年12月）や、民間被害者支援団体における支援内容の均一化と向上に役立つ、研修カリキュラム・モデル案（平成21年3月）を作成。〔内閣府〕
- ・「民間団体への援助に関する検討会」最終取りまとめに基づき、被害者支援の気運を醸成するためにモデル事業を各地域で実施（平成20年度）。〔内閣府〕

犯罪被害者支援ハンドブックの活用による途切れのない支援の実現(イメージ)



犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案



犯罪被害者等のための具体的施策  
～ 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組～

シンポジウムの開催

「犯罪被害者週間」（11月25日～12月1日）において、昨年度は内閣府主催の第3回国民のつどい中央大会（東京都）、内閣府・地方公共団体（北海道、滋賀県、福岡県、浜松市）共催の地方大会を開催。〔内閣府〕

標語の募集及び活用

支援の大切さなどを分かりやすく表現した標語を広く募集。平成20年度は、長野県の高校生の「乗り越える 勇気をくれる みんなの支援」が最優秀作品。国民のつどい中央大会において担当大臣から表彰するとともに、犯罪被害者週間等で活用。〔内閣府〕

国民のつどい中央大会



犯罪被害者週間ポスター



国民のつどい地方大会

